

東日本大震災からの復興に向けた提言

平成23年9月16日

宮古市議会

東日本大震災からの復興に向けた提言

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上国内最大のマグニチュード 9.0 を記録し、本市を含む太平洋沿岸部の広い範囲に大津波が襲来し、本市においても、死者、行方不明者は 540 人、全壊、半壊を合わせた家屋の倒壊は 4,675 棟、避難者数は最大 8,889 人と未曾有の大災害となった。

大震災の発生以来、本市では、全国各地、そして世界各国から温かいご支援をいただきながら、市民一丸となって復旧・復興に取り組んできたところである。

このような状況の中、本市議会では、平成 23 年 4 月臨時会において「宮古市復興対策特別委員会」を設置し、「被災者の生活及び地域社会の再建にとって必要な施策の構築」、「災害に強いまちづくりに必要な施策の構築」を二大方針として調査、研究を行ってきた。

「宮古市東日本大震災復興計画への提言」については、各常任委員会を中心に、復旧・復興に係る現状や緊急の課題について、現地調査や市当局、関係団体等との意見交換などの調査、研究を行い、さらに各常任委員会からの報告を基に特別委員会でまとめたものであり、「地区復興まちづくり計画への提言」については、特別委員会委員が中心となり、現地調査や宮古市震災復興に係る市民懇談会の開催結果、地区住民の意見などを参考として、まとめたものである。

本提言は、これまでの調査、研究を踏まえて、議会として、「宮古市東日本大震災復興計画」、「地区復興まちづくり計画」へ反映されるよう提言するものである。なお、調査、研究については、特別委員会の設置と同時に行っていることから、すでに、実施が決定している事業や国、県に要望している内容も含まれるが、市民が一日でも早く安定した生活を取り戻すことができるよう、迅速な対応を期待するところである。

I 宮古市東日本大震災復興計画への提言

1 復興の柱となる施策について

1 すまいと暮らしの再建

震災により、家族、住居、仕事などを失った市民が、一日でも早く元の安定した生活を取り戻すことができるように支援を図ること。

2 産業・経済復興

甚大な被害を受けた水産業をはじめとする各産業の復興に向けた支援と雇用の維持、確保を図り、地域経済の早期回復を図ること。

3 安全な地域づくり

今回の災害を契機に、市の防災機能や防災体制を見直すとともに、被災の状況を検証したうえで、災害に強い、安全で安心できる生活環境の実現を図ること。

2 全般的な事項について

1 災害関連法律について

○現在、「災害救助法」と「災害弔慰金の支給等に関する法律」は厚生労働省、「被災者生活再建法」は内閣府がそれぞれ所管していることから、官庁の縦割りの弊害を除去し、一元管理が可能となるよう関連法律の合理的な移管を国に働きかけること。

2 復興に関する財源の確保

○「激甚災害法」及び「特別財政援助法」は、復旧を対象としたものであり、公共施設の移転新築は対象外となるため、移転した場合は二重債務となる可能性があることから、補助対象の拡大を国に要望すること。

○復旧・復興に関する各種補助事業の補助率の更なるかさ上げと補助メニューの拡大を国に要望すること。

○市独自の復興施策が可能となる「復興基金」を創設し、市民等の自主的な協力が得られるようにすること。

3 二重債務の軽減

○被災した住宅の新築や事業再開に必要な融資を受ける際に発生する二重債務の軽減を国、県に強く要望すること。

4 エネルギー対策

- 太陽光、風力、水力、波力などの自然エネルギーやバイオマス燃料など再生可能エネルギーの活用について検討すること。
- 学校施設、公営住宅等の公共施設については、積極的に太陽光発電システムの導入を図ること。

5 放射能汚染対策

- 放射能のモニタリング調査の実施及び数値の定期的な公表をするとともに、農林水産物や観光などの風評被害を防止するため、万全の対策を講じること。また、対策に要する経費や風評被害が発生した場合の補償は、国と東京電力に求めること。

3 分野別の施策について

1 すまいと暮らしの再建

(1) 被災者の生活再建支援

- 被災者への義援金及び支援金の交付は速やかに行うこと。
- 阪神淡路大震災後につくられた被災家屋に対する生活再建支援制度の拡充とともに支援金（最大 300 万円）の交付額の引き上げを国に働きかけるとともに市独自の支援を図ること。
- 在宅避難者への支援についても、仮設住宅の入居者と同等の支援を図ること。
- 県が借り上げた民間賃貸住宅から仮設住宅への転居などが可能となるよう、仮設住宅入居要件の緩和を国、県に要望すること。
- 仮設住宅からの通学、通院などの利便性を向上させるため、バスの運行などを検討するとともに、被災者に十分配慮した利用料金を検討すること。
- 仮設住宅からの移転先を確保するため、公営住宅を早急に整備するとともに、民間アパートの活用についても検討すること。また、被災者の住宅再建のための土地の売買についての税制上の特例措置を国、県に要望すること。
- 公営住宅は地元産材を活用した木造の一戸建て住宅の整備も取り入れ、一定期間経過後に入居者に売却が可能となるような仕組みを検討すること。
- 非居住区域に指定された場合の居住用個人宅地は、等価交換を基本に移転先に代替地が確保できるよう検討すること。

(2) 雇用の維持・確保

- 休業、解雇などによる離職者の増大、また、雇用保険の期間も限られている現状から、雇用の場の創出及び確保を早急に図ること。

- がれきの撤去作業や復興に伴う新たな埋蔵文化財調査等が円滑に行われるためにも、これらの業務に対する雇用の場の確保及び拡大を図ること。
- 農林水商工観連携を生かした6次産業の具体化を図り、雇用の拡大を図ること。

(3) 保健・医療の確保・充実

- 被災した保健センター、田老診療所は、住民の利便性を考慮するとともに、安全な場所への移転を検討すること。
- タラソテラピー施設は、廃止の方向で検討すること。なお、これに代わる健康増進施策について併せて検討すること。

(4) 福祉の充実

- 被災した保育所、老人福祉施設等は、高台など安全な場所への移転を検討すること。

(5) 学校教育環境の確保・充実

- 被災した学校は、学校施設、学習環境を早期に正常化するとともに高台など安全な場所への移転を検討すること。
- 仮設住宅の設置等により屋外運動場を使用できない学校は、代替地の確保を図ること。
- 避難所として使用される学校は、防災資機材、備蓄品を備えるとともに、緊急時の連絡等のため、電話回線は複数回線とすること。また、学校施設の新築、増改築にあたっては、避難所としての機能を充実させること。
- 通学路における津波シェルターの見直しや街路灯の設置など子どもたちが安全に登下校や避難ができるよう検討すること。

(6) 生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承

- 宮古運動公園は、安全な場所への移転を検討すること。
- 田老野球場は、多目的グラウンドとしての整備を検討すること。
- 市民文化会館は、現在の場所での早期復旧を図るとともに、災害時における利用者の安全確保に万全を期すること。
- 埋蔵文化財の調査が円滑に行われるよう体制の強化を図ること。

(7) 地域コミュニティの強化・再生

- 仮設住宅における自治会などコミュニティ組織の形成にあたっては、積極的な支援を行うこと。
- 被災したコミュニティ施設の早期復旧のための支援を行うとともに、安全な場所への移転も検討すること。

2 産業・経済復興

(1) 農業の復興・再生

- 塩害被害を受けた農地の復旧が早期にできるよう支援をすること。

○子牛市場の価格下落に対する補償制度の実施を県に要望するとともに市独自の支援についても検討すること。

(2) 林業の復興・再生

○住宅や公共施設の建築にあたっては、地元産材の活用を図ること。

○特用林産物生産施設などの早期復旧に向けた支援を行うこと。

(3) 水産業の復興・再生

○水産業の復興・再生にあたっては、漁協、漁業者、加工業者などと意見調整を行い、早期復旧を図ること。

○種苗生産施設などの早期再開に向けた支援を行うこと。

○漁港や漁場のがれき撤去が早期に完了するよう県に要望すること。

○防波堤、船揚場、漁港関連道路の整備など漁港機能の早期回復を図ること。

○漁船、養殖施設等については、必要数が早期に確保されるよう支援を行うこと。

○宮古魚市場に入港する漁船の安全確保のための防波堤を整備するとともに、盛漁期等における藤原埠頭の使用許可について手続きの簡素化を図ること。

○漁船への給油所、漁船整備のための鉄工所、船具店等の再開を支援するとともに、漁船員の生活必需品の購入のための交通手段の確保や休憩所など福利厚生施設の整備を図ること。

○水産加工業については、選別機、冷凍・冷蔵施設等の整備、魚腸骨処理センターの復旧など再開に向けた支援を早急に行うこと。

(4) 商業の復興・再生

○行政が行う資材等の発注にあたっては、地元業者を優先すること。

○復興計画の策定にあたっては、商店街等の意見を集約するなど積極的に参画させること。

(5) 工業の復興・再生

○被災した事業者が早期に事業再開できるよう、工場の修繕費用や機械設備の購入費用などに対する補助金について、国、県に要望すること。

(6) 企業・事業者の復興・再生

○国、県を通じた義援金についても、企業、事業者を対象とするよう要望すること。

○岩手県中小企業被災資産修繕費補助事業の補助金配分額の増額を県に要望すること。

(7) 観光の復興・再生

- 宮古市の観光の拠点である浄土ヶ浜園地（浄土ヶ浜レストハウス、海水浴場、遊歩道など）の再整備を早急に図ること。なお、再整備にあたっては、災害時における観光客の安全確保のための避難路を整備すること。利便性向上のため車輛の乗り入れ規制を解除するとともに園地内の駐車場を整備すること。また、誘客のための仮設のトイレやシャワー施設等を整備すること。
- 宿泊施設、観光客向けの土産品販売所や飲食店などの営業再開に向けた支援を図ること。
- 広域総合交流促進施設は早期に再開すること。

(8) 港湾の復興・再生

- 護岸、上屋等の港湾施設の早期復旧を県に要望すること。
- 荷役業者への支援を早急を実施すること。
- 港湾の積載物の流出を防ぐための対策を図ること。

3 安全な地域づくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

- 被災した地区においては、都市計画の導入も含めて、市全体としての土地利用の考え方などを早期に示すこと。
- 防潮堤の嵩上げや国道と防潮堤との一体型の整備、国道のルート変更など地域の現状に合わせた整備を国、県に要望すること。
- 破損した水門の機能回復を早期に行うよう国、県に要望すること。
- 市本庁舎は、浸水区域内に立地しており、耐震化が必要とされていることから、浸水区域外への移転を検討すること。なお、移転先の選定にあたっては、市民の利便性や交通の便などを考慮するとともに、市内に点在している国、県、市の機関を同一のエリアに設置するなど行政機能の集約化についても検討すること。
- 市本庁舎の移転にあたっては、被災者などの生活や生業の再建を優先させ、市の財政負担を軽減するため国の支援を強く要請すること。整備時期は合併特例債の利用可能な期間内（延長措置で10年間）を目標に検討すること。
- 停電時の対応のため、公共施設には太陽光発電を活用した蓄電設備等の整備を検討すること。
- 災害廃棄物の撤去や処分、側溝等の汚泥の除去については、早期の完了を目指すこと。

(2) 災害に強い交通ネットワークの形成

- 国道が通行止めとなった場合の迂回路の整備を検討すること。
- 三陸縦貫自動車道の早期完成とともに、今後の市のまちづくり、生活や観光など様々な面からの利便性を考慮したインターチェンジの設置を国に要望すること。
- 三陸縦貫自動車道のアクセス道路となる国道 106 号線、国道 340 号線立丸峠のトンネル化及び主要地方道大槌小国線土坂峠のトンネル化を復興道路として位置づけ、整備するよう国、県に要望すること。
- 市道北部環状線の早期完成を図ること。
- バス路線の維持、確保を図るとともに、被災者の暮らしや通院など利便性の向上のため、スクールバスや民間のタクシーの活用、デマンドバスの導入など様々な面から交通手段を検討すること。
- J R山田線の宮古・釜石間については、現路線の嵩上げや一部路線のルート変更など安全性を十分に考慮のうえ早期の復旧を図るとともに国、県の支援を強く要望すること。また、復旧までの間の代替バス運行にあたっては、利用者の利便性を考慮した運行に努めるよう要望すること。
- 三陸鉄道の早期復旧に向けた支援を強化するとともに、国、県の支援についても強く要望すること。

(3) 地域防災力の向上

- 「地域防災計画」を検証するとともに、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう計画の見直しを図ること。
- 防災条例の制定を検討すること。
- 避難場所、避難所、避難路を検証するとともに、設置場所の見直しや標識及び誘導灯の整備を図ること。
- 公共施設や集客施設などからの避難状況の検証を行い、安全な避難路の整備を検討すること。
- 避難所は小中学校だけではなく県立高校、短大、公民館等の指定を検討すること。
- 避難所として利用される施設の設備（通信設備、洋式トイレ、暖房機器、ラジオなど）、防災資機材、備蓄品を充実させること。
- 地震による停電時の安全確保のため、避難路に太陽光発電を活用した照明設備などを整備すること。
- 避難所から仮設住宅等に移るまでの間の乳児や要介護者のショートステイなどの対応を検討すること。また、地元自治会等との協働による避難所運営を検討すること。
- 避難ビルの設置を検討すること。

- 避難所に指定されていないホテル等の震災対応を検証し、災害応援協定の締結などを検討すること。
- 自主防災組織の設立を促進し、安否確認や情報伝達が容易に行えるように個人情報保護法の取り扱いに留意し、本人の事前承諾を得るなど体制の整備を図ること。
- 被災した消防団車両や消防屯所の早期復旧を図ること。

(4) 防災・危機管理体制の強化と再構築

- 防災無線での避難指示について、津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン音を使い分けするなどの対応を検討すること。
- 防災行政無線子局の早期復旧とともに、仮設住宅への新設について検討すること。
- 災害時におけるライフラインの復旧体制を強化するとともに、災害に強いライフラインの整備を図ること。
- 停電等により固定電話、携帯電話が使用できなかったことを踏まえ、衛星携帯電話を市で保有すること。
- 被災時における情報発信、入手手段として、ラジオ等の積極的な活用を検討すること。
- 消防無線のデジタル化を行う場合は、相当の経費を要することが想定されることから、市のシステムとの連携など有効なシステムの構築を検討すること。
- 津波による災害を想定し、避難者の受入れや職員派遣などの支援が円滑に行われるよう内陸部の自治体との連携強化を図ること。

(5) 災害記憶の後世への継承

- 震災、津波の記録や記憶を後世に伝えるとともに、田老地域に震災慰霊公園（仮称）の整備を検討すること。

II 地区復興まちづくり計画への提言

1 田老地区

- 防浪堤と田老川に沿った防潮堤を嵩上げするとともに、田老川、神田川、長内川に沿って堤防を築き、津波エネルギーを河川に分散させる手法を検討すること。
- 国道 45 号線は、現在の防浪堤と一体型の整備によるルート変更を検討すること。
- 三鉄駅前の大平地区については、国道の高さまで埋め立てし、田老駅の利便性の確保と防災機能の向上を図るとともに、国道 45 号線に交差する市道が、避難道路として使用できるように接続を検討すること。
- 防浪堤の海側は、漁業者の施設、加工場、震災慰霊公園（仮称）、多目的グラウンド、防潮林など非居住区とすること。なお、防潮林を整備する場合には、適した樹木を選定するとともに管理を徹底すること。
- 居住地域については、浸水区域外を基本とし、石名沢地区、古田地区、小林地区の浸水区域外から神田地区、乙部地区から和野地区にかけての高台、新田平地区から向新田地区などへの高台移転も含め、コミュニティが保たれるよう計画すること。
- グリーンピア三陸みやこは、雇用の確保を図るためにも、早期に本来の宿泊業としてのサービス提供に努めること。
- 田老総合事務所裏の市有地を造成し、総合事務所、田老分署、田老交番の整備を検討すること。
- 田老児童館は、現在地付近を盛土し保育所と一体的な整備を検討すること。
- 田老第一中学校は、早期復旧を基本とするが、将来的には移転新築を検討すること。
- 田老診療所は、特別養護老人ホーム隣接地への移転を検討すること。
- 28分団、29分団及び30分団屯所は、消防団と協議のうえ適正配置すること。

2 崎山地区

- 防潮堤及び避難路の整備を検討すること。
- 女遊戸から宿漁港間の関連道路の早期復旧を図ること。
- 日出島漁港への新規アクセス道路の整備を検討すること。
- 居住地域については、高台移転を検討すること。
- 宿漁港、日出島漁港の漁港機能の早期復旧を図ること。
- 16分団女遊戸器具置場は、消防団と協議のうえ適正配置すること。
- 宮古栽培漁業センターの早期復旧を要望すること。

3 鍬ヶ崎地区

- 防潮堤の早期整備を検討すること。
- 根本的なまちづくりのため、国土調査の早期実施とともに都市計画事業の導入を検討すること。
- 道路整備にあたっては、避難道路としての機能を充実させるとともに、浄土ヶ浜までの観光道路としての役割も考慮すること。
- 公営住宅の整備にあたっては、2階以上を住居とし、1階は店舗、駐車場などの非住居とするとともに、避難ビルとしての機能を持たせるよう検討すること。また、停電時の対応のための自家発電などの代替電源の確保や太陽光発電施設の設置も検討すること。
- 鍬ヶ崎小学校については、今後のまちづくりの計画に合わせて、嵩上げや移転を検討すること。
- 6分団及び7分団屯所の早期復旧を図ること。

4 市街地地区

- 防潮堤は、津波のエネルギーを閉伊川に吸収できるよう嵩上げを検討すること。また、山口川から市街地への浸水を避けるため、水門の設置を検討すること。
- 国道106号線と45号線の市役所付近の合流点は、防災機能を強化するため、高架橋での嵩上げを検討すること。
- 公営住宅の整備にあたっては、2階以上を住居とし、1階は店舗、駐車場などの非住居とするとともに、避難ビルとしての機能を持たせるよう検討すること。また、停電時の対応のための自家発電などの代替電源の確保や太陽光発電施設の設置も検討すること。
- 旧宮古市で策定した中心市街地活性化計画を参考として、コンパクトシティの理念で駅周辺の整備を検討すること。

5 藤原・磯鷄地区

- 防潮堤は、津波のエネルギーを閉伊川に吸収できるよう嵩上げを検討すること。
- 閉伊川の河川機能を維持するため、河川の定期的な浚渫を実施するとともに、河口部の拡幅を検討すること。
- 藤原小学校裏から磯鷄に抜ける避難道路の整備を検討すること。
- 高浜、藤の川、八木沢を結ぶ避難道路の整備を検討すること。
- 漁港、港湾から水門を通らなくても避難できる道路や施設の整備を検討すること。
- 居住地域は高台移転を含め、コミュニティが保たれるよう計画すること。

- 宮古短大付近から市道ラントの沢線沿いの宅地開発を検討すること。
- 公営住宅の整備にあたっては、高台への整備若しくは避難ビルとしての機能を持たせるよう検討すること。
- リアスハーバーの早期復旧を県に要望するとともに、避難路の整備を検討すること。

6 高浜・金浜地区

- 防潮堤及び国道 45 号線の嵩上げ又は一体での整備を検討するとともに、防潮堤の未整備区域への新設を検討すること。
- 高浜、藤の川、八木沢を結ぶ避難道路の整備を検討すること。
- 居住地域については、土地の嵩上げ及び高台移転を検討すること。

7 津軽石・赤前地区

- 防潮堤の強化、嵩上げとともに、津軽石川水門を開放し、津波のエネルギーを河川域に吸収できるよう、両岸の嵩上げと河川の浚渫を検討すること。
- 国道 45 号線を嵩上げするとともに、接続する稲荷橋、駒形橋の架け替えを検討すること。
- 津軽石地区に、三陸縦貫自動車道のインターチェンジを設置するとともに、国道 45 号線を経由し藤畑地区へ接続する橋梁の建設を検討すること。
- 堀内から熊の平間の市道熊の平堀内線のトンネル化を検討すること。
- 堀内から赤前への市道小堀内赤前線及び市道釜ヶ沢堀内線を 2 車線化するとともに、藤畑まで延長を検討すること。また、堀内から白浜までの高台を通る道路の整備を検討すること。
- 増水のため設置されている排水ポンプは、停電時でも稼働できるよう対策を講ずること。
- 居住地域については、法の脇地区及び宮古工業高校の背後地への高台移転を検討すること。
- JR 山田線は重要な通学手段であることから、早期復旧を目指すとともに、嵩上げ若しくはルート変更を検討すること。
- 津軽石出張所、津軽石公民館、津軽石保育所、20 分団屯所は、浸水区域外への移転を検討すること。なお、津軽石出張所、津軽石公民館は複合施設としての整備を検討すること。
- 宮古工業高校は、安全性を確保のうえ、学習環境を早期に正常化すること。

8 重茂地区

【重茂里地区】

- 河川堤防の嵩上げ及び護岸の改修を検討すること。

- 県道重茂半島線の嵩上げ及びルート変更を検討すること。
- 居住地域については、館地区への高台移転を検討すること。また、林道里表生野線から館地区へのアクセス道路の整備を検討すること。
- 重茂漁港から与奈山への避難路及び避難場所の整備を検討すること。
- 物揚場の嵩上げ、船揚場、漁港関連道路の早期復旧を図ること。
- 24分団屯所及び公営住宅は、高台移転を検討すること。

【音部里地区】

- 防潮堤の嵩上げとともに、防潮堤内に掘り込み式船溜まりの整備を検討すること。
- 市道の嵩上げを検討すること。
- 音部里地区から後釜、荒巻地区を経て、鵜磯地区に至る道路の整備を検討すること。
- 後釜トンネルは、被災状況を考慮したルートの見直しなど、地域住民との意見調整のうえ整備を検討すること。
- 居住地域については、後釜地区及び小角柄地区山林への高台移転を検討すること。
- 物揚場の嵩上げを検討すること。
- 26分団屯所及び漁村センターは、高台への移転を検討すること。

【千鷲地区】

- 居住地域については、背後地への高台移転を検討すること。
- 漁港関連道路など漁港機能の回復を早期に実施すること。
- 千鷲小学校は、早期復旧とともに安全な通学路の整備を検討すること。なお、1階部分のピロティ方式の導入についても検討すること。
- 千鷲コミュニティ消防センター（25分団屯所）は、高台への移転を検討すること。

【石浜、川代、姉吉地区】

- 防波堤、消波ブロックの嵩上げを検討すること。
- 避難道路の整備を検討すること。
- 居住地域については、背後地への高台移転を検討すること。
- 物揚場の嵩上げとともに上屋、クレーンの整備を検討すること。
- 石浜地区介護予防拠点施設は、高台移転を検討すること。

【浦の沢、追切、立浜、宿、鵜磯、荒巻地区】

- 荒巻防潮堤の整備を検討すること。
- 居住地域については、高台移転を検討すること。
- 防災行政無線の充実を図ること。
- 漁港の集約化を検討すること。